

令和 7年 5月 1日

お客さま 各位

北見信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

現在、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります。当金庫も「2026年度末（令和9年3月末）までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、新たに下記の取組みを実施いたします。

今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手帳発行手数料の改定

手形・小切手の電子化に伴う交換枚数減少や資源価格高騰によるコスト増加を踏まえ、令和7年10月1日(水)より、手形・小切手帳発行手数料を下記のとおり改定いたします。

手数料の区分	改定前(税込)	改定後(税込)
小切手帳代金 1冊(50枚綴り)	2,200円	11,000円
手形用紙代金 1冊(50枚綴り)	2,200円	11,000円

改定日以前の発行依頼につきましては、手形・小切手をご利用される全てのお客さまの発行依頼にお応えするため、原則 1取引先あたり1回3冊までとさせていただきます。

2. 手形・小切手帳の発行受付終了ならびに記名判登録・変更サービスの終了

令和8年6月30日(火)をもって、手形・小切手帳の発行依頼受付を終了いたします。併せて、記名判登録・変更サービスにつきましても、終了させていただきます。

3. 手形・小切手の代替手段のご案内

【手形・小切手をお取引先への支払等にご利用のお客さま】

手形に代わる決済手段として、当金庫の「インターネットバンキング」ならびに「でんさい（でんさいネットが取扱う電子記録債権）」等をご用意しております。是非ともご検討をお願い申し上げます。

【小切手を現金のお引出しにご利用のお客さま】

小切手の振出に代えて、「払戻請求書」による当座預金からのお引き出しをご利用ください。ただし、預金者本人によるお引き出しであること、お取扱いは口座開設店に限ることとします。

なお、払戻請求書によるお引き出し時には、ご来店者に当金庫所定の本人確認書類の提示等を求める場合や法人等の代表者様への意思確認をさせていただく場合がございます。

詳しくは、お取引店にお問い合わせください。

以 上

【参考】これまでの当金庫の取組について再度ご案内いたします。

(以下は令和6年10月1日付にて公表、令和7年1月5日より既に実施しております)

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

令和6年10月1日

1. 2027（令和9）年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

2027（令和9）年4月1日（木）以降を期日とする手形等（同日以降が振出日の先日付小切手を含みます）について、代金取立の受付を停止いたします。

当該手形等を既にお持ちのお客さまは、令和6年12月30日（月）までにお取引店でお手続きをお願いいたします。

2. 当座預金の新規口座開設の停止

当座預金の新規口座開設を停止いたします。

実施日（令和7年1月5日）以降は、「普通預金」（無利息型・決済用預金を含みます）等をご利用ください。

なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

3. 一般当座貸越の新規申込の停止

一般当座貸越の新規申込を停止いたします。

なお、既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

4. 払戻請求書による当座預金からのお引き出しの取扱い開始

「当座勘定規定」を改定させていただくことにより、払戻請求書による当座預金からのお引き出しを開始いたします。ただし、預金者本人によるお引き出しであること、お取扱いは口座開設店に限ることとします。

なお、払戻請求書によるお引き出し時には、ご来店者に当金庫所定の本人確認書類の提示等を求める場合や法人等の代表者様への意思確認をさせていただく場合がございます。

※ 手形・小切手に代わる決済方法として「電子記録債権（でんさい）」「インターネットバンキング」等の電子決済サービスのご利用をご案内しております。この機会にぜひともご検討いただきますようお願い申し上げます。詳しくはお取引店にご相談ください。

以上